

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 四四五
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四四五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四四五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四五六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 四五六
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四六七
 - 計量器の定期検査を実施する件 四六七
 - 保安林の指定施業要件を変更する件 四六八
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四六九
 - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件二件 四六九
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 四七〇
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四七〇
 - 浸水想定区域を指定した件 四七〇
- 福 島 県 監 査 委 員**
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 四七二

告 示

福島県告示第五百四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四

十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
有限会社二瓶商店 代表取締役 二瓶 翔
- 二 住所
福島県福島市宮代字日影二十番地
- 三 認定年月日
令和六年八月二十八日

(消防保安課)

福島県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
つかのまち 調剤薬局	相馬市塚ノ 町一―一 四―七	株式会社メ ディカメン テ	宮城県仙台市若 林区大和町四― 一九―三二	令和六年四 月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次

の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更後			
訪問介護事業所 ねむの木	会津若松市橋本 二丁目六一七	会津若松市橋本 一丁目一番二二 号	有限会社 G.F. M支援プ ロジェク ト	会津若松市橋本 一丁目一番二二 号

(社会福祉課)

福島県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
クオール 薬局鏡石 北店	岩瀬郡鏡 石町鏡沼 二二四	クオール 株式会社	東京都港区虎ノ 門四丁目三番一 号	令和六年六月三〇 日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月六日から令和七年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河十二番地ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗
 - (変更後) 株式会社サンデー 代表取締役社長 大南 淳二
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗
- (変更後) 株式会社サンデー 代表取締役社長 大南 淳二

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月六日から令和七年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 打海 直也

宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号

(変更後) イオンビッグ株式会社

代表取締役社長 小林 健太郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

三 変更した年月日

令和六年三月一日

四 届出年月日

令和六年八月二十八日

五 届出をした者

イオンビッグ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川 Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡葛尾村	非自動ばかり(計量法	一〇月八日	葛尾村村民会館

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規

同郡浪江町	同郡双葉町	同郡大熊町	同郡川内村	同郡富岡町	同郡楡葉町	右に掲げる町村
施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	同	同	同	同	同	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの
午前十一時から 午前二時まで	午後二時三〇分から 午後三時三〇分まで	一〇月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	午後二時三〇分から 午後四時まで	一〇月一五日 午前十一時から 午前一二時まで	午後二時三〇分から 午後四時まで	一〇月一七日から一 月一五日まで(土曜 日、日曜日及び祝日を 除く。) 午前九時から 午前十一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで
サンシャイン浪江	双葉町役場	大熊町役場	複合施設ゆふね	富岡町役場 保健センター	楡葉町コミュニ ティセンター	福島県計量検定 所

定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡葛尾村、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡浪江町	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(計量検定所)

福島県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 郡山市湖南町館字浜六〇七の二、六〇七の四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 郡山市湖南町福良山七四一三の七、七四一三の八、七四一三の五六二
- 二 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 郡山市逢瀬町河内字西長倉一〇の一、一〇の四から一〇の六まで、一〇の八、一〇の一〇、一〇の一三、一〇の一四、一〇の一五、一〇の一八から一〇の二三まで
- 二 保安林として指定された目的
 - 干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字西長倉一〇の一四（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 石井典夫 青木友子 西山義意 瀬谷秀武 菅波禎子 新妻太 山野辺光一郎 佐藤義昭 後藤文雄 戸田道雄 会田孝子 会田宗一 鈴木一夫 片寄勝広 馬上博美 中野洋志 中野庄内 船生壽一 石井美代子 会田宗俊 長谷川金治 鈴木一夫 佐藤チエ子 佐藤チエ子 高木則夫 高木則夫 草野勝哉 石井美代子 石井典夫 西山義意 後藤文雄 会田孝子
- 二 通知の内容の要旨
 - 一 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 二 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和六年福島県告示第四百五十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 會田宗一 鈴木一夫 片寄勝広 馬上博美 菅波禎子 中野庄内 中野洋志 船生壽一 石井美代子 青木友子 西山義意 石井典夫 瀬谷秀武 新妻太 山野辺光一郎 佐藤義昭 戸田道雄 後藤文雄 会田孝子
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第四百五十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

福島県告示第五百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 金坂1号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から二十点までを順次結んだ線及び二十点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

い	わ	き	市	内	郷	内	町	字	金	坂	八	五	番	一	一	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	〇	七	七	六				
											二	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	一	六	二	四								
											三	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	五	五	〇									
											四	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	八	五	六	四								
											五	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	五	八	五	六	四							
											六	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	八	一	一	九								
											七	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	二	〇	秒	九	六	二									
											八	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	九	秒	八	八	三	三								
											九	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	九	秒	九	七	六									
											十	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	九	秒	九	七	六									
											十	一	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	九	秒	七	七	五								
											十	二	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	九	秒	七	七	五								
											十	三	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	九	秒	七	七	五								
											十	四	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	八	秒	八	二	三								
											十	五	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	八	秒	八	二	三								
											十	六	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	八	秒	八	二	三								
											十	七	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	八	秒	八	二	三								
											十	八	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	八	秒	八	二	三								
											十	九	点	北	緯	三	七	度	〇	二	分	一	八	秒	八	二	三								

- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
- 令和五年十一月六日
- 五 届出年月日
- 令和六年八月二十九日
- 六 届出をした者
- 株式会社玉川工業

(商業まちづくり課)

公告第百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
布藤堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 孝則

同 佐藤 弘紀

同 薄井 修

同 鈴木 計弘

同 佐藤 英一

同 瀬田 晃旬

同 卯月 勇三

同 遠藤 敏男

同 卯月 孝

同 吉田 長光

同 鈴木 俊二

同 鈴木 良則

同 穴澤 秀郎

同 古川 弥一

同 鈴木 國雄

同 川井 信之

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 孝則

同 瀬田 晃旬

同 穴澤 幸治

同 鈴木 好春

住所

耶麻郡磐梯町大字更科字前田五一一番地

同 耶麻郡磐梯町大字更科字金上壇二五九番地

同 耶麻郡磐梯字湯殿七七九番地

同 耶麻郡磐梯字東松山一二五一番地

同 耶麻郡磐梯字漆方一一七二番地

同 耶麻郡磐梯字水口二五四一番地

同 耶麻郡磐梯字漆方一一七二番地

同 耶麻郡磐梯字横達三九三八番地

同 耶麻郡磐梯字源橋五三七七番地

同 耶麻郡磐梯字長峯六五四七番地

同 耶麻郡磐梯字大曲四二六七番地

同 耶麻郡磐梯字源橋五三八八番地

同 耶麻郡磐梯字漆方一一三六番地

住所

耶麻郡磐梯町大字更科字前田五一一番地

同 耶麻郡磐梯字本寺上四九七三番地

- 同 卯月 宏次
- 同 川井 信之
- 同 瀬田 登
- 同 遠藤 敏男
- 同 松川 賀一
- 同 鈴木 照喜
- 同 古川 幸一
- 同 鈴木 久人
- 同 木下 実
- 同 寺島 清隆
- 同 卯月 孝
- 同 吉田 徳昭
- 同 遠藤 公弘
- 同 耶麻郡 町大字更科字横達三八五五番地
- 同 耶麻郡 町大字磐梯字漆方一一三六番地
- 同 耶麻郡 町大字磐梯字道割堂二五一一番地
- 同 耶麻郡 町大字磐梯字水口二五四一番地
- 同 耶麻郡 町大字磐梯字水口二五四一番地
- 同 耶麻郡 町大字磐梯字本寺上四九八二番地
- 同 耶麻郡 町大字更科字大曲西四四九五番地
- 同 耶麻郡 町大字更科字長峯六五六七番地
- 同 耶麻郡 町大字更科字源橋五三一七番地
- 同 耶麻郡 町大字更科字山道三一一番地二五
- 同 耶麻郡 町大字更科字横達三九三八番地
- 同 耶麻郡 町大字更科字諏訪山二八九七番地一
- 同 耶麻郡 町大字更科字布藤坂下二三五六番地一

(農村計画課)

公告第百六十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、一ノ戸川及び原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月6日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
鈴木 一 徳	福島県郡山市咲田一丁目1番23号
齋藤 紀 朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
齋藤 匡 弘	福島県郡山市開成六丁目75番地
阿 部 哲	山形県山形市桜町四丁目4番10号 クレール・ファミリーユ202号
伊藤 真 大	福島県会津若松市城南町2番7号
村上 芳 文	福島県郡山市大町一丁目16番8号
勝田 博 之	福島県福島市森合字丹波谷地29番地の24
半沢 裕 子	福島県郡山市桑野二丁目13番7号 サーパス開成山外苑505号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和6年9月6日から令和7年3月31日まで

(監査総務課)